



平成23年4月27日

各位

会社名 株式会社 山陰合同銀行
代表者名 取締役頭取 古瀬 誠
コード番号 8381 東証第1部
問合せ先 取締役経営企画部長 青山 隆一
(TEL 0852-55-1000)

執行役員制度の導入に関するお知らせ

当行は、平成23年4月27日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度導入の目的

「経営に関する意思決定機能および業務執行監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、コーポレートガバナンスの強化を図るものです。また、同制度の導入に併せて、取締役が十分に議論を尽くし、取締役会が的確かつ迅速な意思決定を行なうことができるよう、定款に定める取締役の員数を「20名以内」から「10名以内」に削減します。

2. 執行役員制度の概要

- (1) 執行役員は、取締役会および代表取締役の統括のもとに、取締役会において決議された職務分担の範囲内で銀行の業務を執行します。
- (2) 執行役員の選任・解任は取締役会の決議によるものとし、任期は1年とします。
- (3) 取締役は執行役員を兼務することができるものとします。
- (4) 執行役員と銀行との関係は「委任契約」とします。

3. 導入時期

本年6月下旬に開催予定の第108期定時株主総会終結時の予定です。

4. 執行役員人事について

執行役員制度導入に関連する人事異動については、決定次第お知らせいたします。

以上